

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例（平成19年条例第10号）に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下「サポート委員会」という。）を置く。

子どもの権利の侵害を速やかに取り除き、子どもの権利条約の最重要原則である子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、第三者的な独立性を持つ「子どもの権利サポート委員会」を設置しました。

この委員会は、子どもに寄り添う専門機関として、相談に応じるだけでなく、救済の申立て及びサポート委員会の発意に基づき独自に調査や関係機関との調整を行ったり、権利救済や権利侵害防止のため、サポート委員会から直接是正措置や制度改善を求める権限を有しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関（議会を除く。）をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

この条例における用語を定義しています。

1 子ども（第1号関係）

子どもとは、原則として18歳未満の市内在住・在学・在勤者とします。ただし、18歳未満の子どもが通学等できる施設（高等学校、高等専門学校等）に通う19歳までの者を含め対象としています。

児童福祉法では18歳未満を児童とし、民法では、20歳以上を成人とすることから、その狭間である18歳、19歳で学校等の子ども施設を利用等する者も対象とします（規則第3条）。また、申立てを受けた時点において、対象事案であったもので、年齢を過ぎた場合や居住地を変更した場合等においても継続中の事案については、必要に応じて対応します。

なお、子どもの年齢の下限については特に設けていません。児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第12条を参考にサポート委員会で判断します。

2 市の機関（第2号関係）

市の機関とは、市の執行機関（市が設置する全ての機関）をいいます。ただし、議会は議決機関のため除いています。

市の機関は、サポート委員会の条例に基づく子どもの権利救済に係る活動に対して、協力するものとします。

なお、市の機関には、市の施設の指定管理者も含まれます。サポート委員会の調整、調査等について、市の施設を管理する所管課及び指定管理者が対応することになります。

3 民間子ども施設（第3号関係）

市が設置する施設以外のもので、学校園や児童館、塾や習い事などを含む子どもが利用するものをいいます。

4 市民等（第4号関係）

市内の在住者、在学者、在勤者や、市内にある事業所を含む市内で活動をしている団体をいいます。

また、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する市外の個人又は団体も含まれます。

（サポート委員会の組織）

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員（以下「サポート委員」という。）により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るものの中から、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

1 サポート委員の人数（第1項関係）

通常は、3人体制での運用とします。

しかしながら、案件数の増加や市長の諮問等を考慮し、5人以内としています。

2 サポート委員の資質要件（第2項関係）

サポート委員は、人格が優れ子どもの権利に関し、高い見識と専門性を持つ人（具体的には、弁護士、社会福祉士、臨床心理士、大学教授等）のうちから市長が委嘱します。

また、議員等との兼職はできません（規則第4条）。

3 サポート委員の任期（第3項関係）

サポート委員の任期は2年です。再任を妨げないものとしていますが、長期間同じ委員が務めることで、サポート委員会の考え方や対応が偏る等がないように、任期は連続して3期までを限度としています。

（解職）

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

サポート委員は、心身の故障により職務遂行ができなくなった場合や、社会通念上明らかにふさわしくない行為がない限りは、その意に反してみだりに解職されることなく身分が保障されます。

（委員長）

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

1 サポート委員会の委員長（第1項関係）

サポート委員会には、委員長を置きます。また、委員長の選出は、サポート委員の互選により決定します。

2 サポート委員長の役割（第2項関係）

第6条に基づく会議を開催し、サポート委員会を代表して、会務を行います。

3 サポート委員長の代理（第3項関係）

委員長に事故があったときのため、あらかじめ代理を決めておきます。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 サポート委員会の会議（第1項関係）

サポート委員会会議を委員長が招集し、委員長が議長として会議を進めます。

2 会議の成立（第2項関係）

サポート委員会会議を開催する際には、委員の過半数の出席で成立することとします。

3 会議の議決（第3項関係）

サポート委員会会議は、合議制としています。ただし、子どもの権利侵害に対し簡易・迅速な対応を図るため、サポート委員会が個々のケース事案の担当サポート委員を決め、独任制で進行管理を行います。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

1 サポート委員会の役割

サポート委員会は子どもの権利侵害について、誰からの相談も受け、相談内容への助言や情報提供、他機関紹介等や関係者間の調整を行うとともに、調査や勧告等を合議で行います。

(1) 相談（第1号関係）

子どもの権利侵害に関する相談については、誰からもできるものとし、サポート相談員が受けます。相談を受けたサポート相談員はサポート委員会へ報告し、サポート委員から指示を受け対応します。

(2) 子どもの権利救済（第2号関係）

関係機関等と調整を行いながら、調査⇒勧告・意見表明、要請⇒公表等の流れで、権利救済を行います。

(3) 市長への提言（第3号関係）

子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合、

サポート委員会として市長に対して提言を行います。

市長への提言を行った場合は、市民の方等へ広く周知します。

(4) 市長からのサポート委員会への諮問に対する答申（第4号関係）

子どもの権利侵害の防止に対して市長からの諮問に応じ答申します。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

1 サポート委員の責務（第1項関係）

サポート委員は、子どもの最善の利益に関心を持ち、公的良心の喚起者として、子どもに寄り添って一緒に考え、子どもの気持ちを代弁するように努めます。また、子どもにとって一番よい方法で解決に結びつくように寄り添い、関係機関との連携・協力を努めます。

そして、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していき、この制度の趣旨を広く理解してもらうための活動を行います。

※公的良心の喚起者・子どもの最善の利益（子どもにとって一番よいことを子どもに聴いてから大人と子どもと一緒に考えて考えること）を考慮し、子どもたちの意見を聴きながら、公に働きかけを行う者

2 関係機関との連携・協力（第2項関係）

子どもの最善の利益の実現のためにも、サポート委員として、市の機関、民間子ども施設及び市民等と協力しながら、解決に結びつけていくことが必要です。そのため、平日頃から、連携体制を整えることや、関係機関へのサポート委員会の制度説明を十分行っていきます。

3 地位の利用禁止（第3項関係）

サポート委員は、政治的、営利的又は宗教的な目的のためその職務を利用することはできません。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

サポート委員が職務遂行のため、職務上知り得た秘密については、守秘義務があります。

また、サポート委員は職を退いた後においても、秘密を守らなければなりません。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

この条例の趣旨と子どもの権利擁護に係る制度のしくみ等について、子どもを含む市民等に子どもの権利擁護の制度を有意義に活用されるようにするため、積極的に広く周知するとともに、必要な施策を推進します。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

市の機関は、条例第1条に規定する「子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため」という目的を踏まえ、サポート委員会の独立性を尊重し、調整や調査、勧告及び意見表明に関して積極的に協力及び援助することを義務づけています。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

民間子ども施設及び市民等は、条例第1条に規定する「子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため」という目的を理解いただき、子どもの関係性の修復を図るため、調整や調査、要請に関して協力及び支援に努めてもらうものです。

そのため、市は、民間子ども施設及び市民等に対してサポート委員会の制度をわかりやすく説明を行い、理解を得るよう努めます。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

一人でも多くの子どもの権利救済を行うため、サポート委員会には、相談は誰でもできるものとしています。

1 相談できる人(第1項関係)

子どもに係る権利侵害についての相談は、誰でもできるものとし、また、相談を広く受けることで、一人でも多くの子どもたちの権利救済へ結びつくことを目指しています。

2 相談への対応（第2項関係）

サポート委員会での相談は、サポート相談員が受け、サポート委員会へ報告し、サポート委員から指示を仰ぎ調整等を行い、相談者に寄り添い解決に向けて一緒に考えていきます。

※児童虐待事案の対応について

法律で児童虐待の事案の場合、通告義務があることから、市家庭児童相談室又は、県子ども家庭センターへ通告します。サポート委員会としては、市家庭児童室等の関係機関と連携しながら、サポート委員会として関わりが必要な内容について対応を行います。

（権利救済の申立て）

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

申立ては、いじめや暴力などの権利侵害を受けたと思う子どもとその保護者に限って行うことができるとしています。また、申立て方法等は、来所による文書及び口頭により行うことができます（規則第6条）。

（調査の実施）

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

(1) 議会の権限に属する事項であるとき。

(2) 裁判係争中の案件であるとき。

(3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。

(4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

1 調査の必要性の有無（第1項関係）

いじめや暴力などの子どもの権利侵害に関わる様々な悩みの相談を受け、当事者間で解決が困難な場合を含め、子どもの立場に立って最善の解決を目指すための関係者間の調整活動を行うものとし、当事者双方への助言や代弁、あっせんや仲介を行うなどの必要な支援を行います。調査の必要性の有無を判断し、必要に応じて調査を実施します。

2 サポート委員会の発意による調査（第2項関係）

相談の内容や申立てができない子どもや保護者がいることなどを含め、サポート委員会が独自に得た情報によりサポート委員会が必要と判断した場合に調査を行うことができます。

3 調査をしない場合（第3項関係）

各号に該当する場合については、調査を実施しないこととします。

第4号の「重大な虚偽」とは、事実無根である場合等のことです。第5号は、サポート委員会が判断するものです。

これらの場合には、申立人に調査対象外の通知を行います（規則第8条第2項）。

4 調査の中止（第4項関係）

調査途中で調査をしない場合の要件が、明らかになったときには、調査を中止することができます。調査を中止した場合には、申立人に調査中止の通知を行います（規則第8条第3項）。

なお、申立人からの取り下げがあった場合にも調査を中止することとしますが、その後、第2項の独自調査するかどうかの判断をサポート委員会が行います。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

サポート委員会は、調整や調査を行うことにあたり、必要があると認めるときは、市の機関及び関係機関等に対し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めます。

1 市の機関への調査権の行使（第1項関係）

市の機関に対しては、必要に応じて説明等を求めることができます。

2 民間子ども施設、市民等への調査権の行使（第2項関係）

第1項と同様、民間子ども施設及び市民等に対しては、協力を求めるものです。

3 他の専門機関への調査依頼（第3項関係）

サポート委員会の知見だけでは判断できない場合や、特別な事項を調査する場合には、適宜、専門機関に助言が得られるように調査や分析・鑑定を依頼することができます。

その場合、サポート委員会は、秘密保持を講じるものとします。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

1 調査結果の通知(第1項関係)

サポート委員会は、調査の結果を申立人に通知するものとします(規則第10条第1項)。

2 勧告、意見表明(第2項関係)

サポート委員会は、調査結果に基づき、市の機関に対しては、子どもの権利侵害を行ったことに対しての是正を求める勧告や子どもの権利救済に関する制度などの改善等を求めるための意見表明を行うことができます。

3 要請(第3項関係)

サポート委員会は、調査結果に基づき民間子ども施設及び市民等に対しては、子どもの権利侵害を行ったことに対してや、子どもの権利救済に係る制度などの改善等の必要な対応を促す要請を行うことができます。

4 勧告、意見表明及び要請の通知(第4項関係)

勧告、意見表明及び要請を実施する場合には、申立人に対しても通知します(規則第10条)。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

1 勧告、意見表明を受けた場合の市の機関の対応(第1項関係)

勧告、意見表明の通知を受けた市の機関は、子どもの権利が救済されるよう適切な対応を行うとともに、対応結果についてサポート委員会に報告を行わなければなりません(規則第11条第1項)。

2 要請を受けた場合の民間子ども施設、市民等の対応（第2項関係）

要請の通知を受けた民間子ども施設、市民等は、子どもの権利が救済されるよう適切な対応をするとともに、対応結果についてサポート委員会に報告を行うよう努めてもらいます（規則第11条第2項）。

3 申立人への報告（第3項関係）

市の機関又は民間子ども施設、市民等から報告があった内容については、申立人にも通知します（規則第11条第3項）。

（公表）

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

1 公表について（第1項関係）

「子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるとき」とは、一定の解決や積極的な子どもの最善の利益を図るための効果等が期待できる場合等です。

2 公表にあたっての配慮（第2項関係）

公表に際しては、個人情報の保護について十分配慮します。

（見守り支援）

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども（以下「当該子ども」という。）の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

サポート委員会は、事案が終結したあとにおいても、調査を実施した子どもの現在の状況を市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して確認を行うことで、子どもの見守り支援を行います。

なお、サポート委員会は、当該規定に基づく状況把握を行う中で、子どもが不適切な状

況にあり、関係機関の自助努力による是正が行われないような場合には、あらためて子どもからの申立てやサポート委員会の発意による調査を行うこともあります。

1 事案終結後の対応（第1項関係）

サポート委員会は、調査の結果や勧告、意見表明、要請を行った後の子どもの状況について、必要に応じて関係機関への確認を行います。

2 市の機関の対応（第2項関係）

市の機関は、サポート委員会から確認を求められた場合、当該子どもの状況について報告しなければなりません。

3 民間子ども施設、市民等の対応（第3項関係）

民間子ども施設、市民等には、サポート委員会から確認を求められた場合、子どもの現状を確認し、報告するよう努めてもらうものです。

（運営状況の報告等）

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

1 年次報告（第1項関係）

サポート委員会は、年度（4月～3月）ごとに市長に対して運営状況を報告し、その活動内容を市ホームページや広報紙等で公表します。

2 提言の公表（第2項関係）

子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して提言を行ったときは、その内容を公表することとします。

3 公表にあたっての配慮（第3項関係）

この場合において、個人情報の保護について十分配慮します。

（相談員）

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

サポート委員会には、その職務の遂行を補佐するため専任のサポート相談員を置きます。

サポート相談員は、サポート委員会の指示のもと、相談や申立てを直接に受けるとともに、サポート委員会に報告し、サポート委員会の指示のもとに、その職務の補佐として

調査等にも携わります。

このようなことから、サポート相談員は、子どもの権利に関わる専門性及び学識経験を必要（教育・福祉分野、心理、精神保健分野等での知識を有した者等）とし、サポート委員とともに子どもに寄り添います。

子どもが相談しやすい時間帯として月から金曜日までの13時から19時まで（第1・3火曜日は10時から17時）、土曜日は10時から17時まで、電話、来所による相談及びインターネット受付を行います。場所は、フレミラ宝塚内にあります。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

宝塚市いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護事業実施要綱は、平成26年10月31日をもって廃止とし、同要綱で相談を受け付け継続している事案は、本条例に基づき対応します。